

鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会 会議録

1 開催日時

令和元年7月5日（金）午後1時から午後2時30分まで

2 開催場所

鎌ヶ谷市役所6階 第1・2委員会室

3 議題

(1) 会長及び副会長の選任について

(2) 鎌ヶ谷市公共下水道事業使用料の単価改定について

4 出席者

(委員) 榊岡源一郎委員、佐藤克己委員、横土俊之委員、永井誠委員、九谷林太郎委員、川上輝委員、内山ひろ子委員 以上7名

(事務局) 清水聖士市長、高岡敏和都市建設部長、貞方敦雄次長、武田淳下水道課長、五月女晃人課長補佐(計画業務係長)、山田武彦副主幹(建設係長)、立原二郎水洗普及係長、小倉康平主事、高橋良主事 以上9名

(委託業者) 株式会社ぎょうせい 中山統嗣係長

OAG税理士法人 坂邊淳也部長、鈴木祐太公会計コンサルタント

5 傍聴者

1名

6 会議内容

(司会・山田)

それでは定刻となりましたので、これより鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会を開会させていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。

当審議会は、鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により委員の半数の出席が会議の成立要件となっておりますが、本日の出席委員は、6名であり定足数に達しておりますので、成立いたしますことを報告申し上げます。

それでは、まず初めにあらかじめ配布いたしました資料の確認をお願いいたします。

まずは本会議の次第でございます。A4一枚となっております。

次に当審議会の名簿でございます。こちらもA4一枚となっております。

次に鎌ヶ谷市公共下水道事業の概要について、でございます。

次に令和元年度鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会案件説明でございます。

次に令和元年度鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会下水道使用料説明資料でございます。

次に鎌ヶ谷市公共下水道事業における地方公営企業法の適用について、でございます。

最後に鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会条例、の合計7つの資料でございます。不足等はありませんでしょうか。

それでは、ただ今から鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会を開会いたします。開会に先立ちまして、市長よりご挨拶を申し上げます。それでは市長よろしくお願いいたします。

～清水市長挨拶～

(司会・山田)

ありがとうございました。続きまして、今年度に入りまして、新しく就任された委員の方がいらっしゃいますので、改めて委員の皆様をご紹介させていただきます。紹介の後に一言ご挨拶をいただければと存じます。

初めに千葉商科大学 副学長 教授 梶岡 源一郎様

(梶岡委員)

梶岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会・山田)

ありがとうございました。続きまして、日本大学准教授 佐藤克己様

(佐藤委員)

佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

(司会・山田)

ありがとうございました。続きまして、江戸川下水道事務所長 横土俊之様

(横土委員)

横土でございます。よろしくお願いいたします。

(司会・山田)

ありがとうございました。続きまして、鎌ヶ谷市自治会連合協議会 永井誠様

(永井委員)

永井でございます。よろしくお願いいたします。

(司会・山田)

ありがとうございました。続きまして、鎌ヶ谷市自治会連合協議会 九谷林太郎様

(九谷委員)

九谷でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(司会・山田)

ありがとうございました。続きまして、一般公募 内山ひろ子様

(内山委員)

内山です。よろしく願いいたします。

(司会・山田)

ありがとうございました。続きまして、本日出席しております職員の自己紹介をさせていただきます。

(高岡部長)

今年の4月1日から都市建設部部長に着任させていただきました、高岡と申します。よろしく願いいたします。

(貞方次長)

都市建設部次長、また、道路河川整備課の課長もやっております、貞方と申します。よろしく願いいたします。

(武田課長)

本日の審議会を主催しております下水道課長の武田でございます。本日はよろしく願いいたします。

(五月女課長補佐)

下水道課課長補佐、事務取扱計画業務係長を兼任しております、五月女でございます。よろしく願いいたします。

(立原係長)

水洗普及係長、立原と申します。よろしく願いいたします。

(小倉主事)

下水道課の小倉と申します。よろしくお願いいたします。

(司会・山田)

最後になりますが、本日司会を務めさせていただきます下水道課副主幹、事務取扱建設係長の山田です。本日はよろしくお願いいたします。

また今日は、ご報告事項である公営企業会計の適用にあたり、支援業務を履行しております株式会社ぎょうせいの中山さんと、OAG税理士法人の坂邊さんと、鈴木さんにご出席いただいております。自己紹介をお願いします。

(株ぎょうせい 中山)

株式会社ぎょうせいの中山でございます。よろしくお願いいたします。

(OAG税理士法人 坂邊)

OAG税理士法人の坂邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(OAG税理士法人 鈴木)

OAG税理士法人の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

(司会・山田)

ありがとうございました。なお、ここで市長におきましては、所用のため退席とさせていただきます。

(清水市長)

では、よろしくお願いいたします。

～清水市長退席～

(司会・山田)

続きまして、次第4「鎌ヶ谷市公共下水道事業の概要について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局・五月女)

それでは私からは「鎌ヶ谷市下水道事業の概要について」を説明させていただきます。大変申し訳ございませんが、座って説明をさせていただきます。

まずは、下水道の目的でございますが、下水道法第1条により下水道の整備を図

り、都市の健全な発達、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全の3つの目的が掲げられております。

次に、下水の排除方式ですが、合流式と分流式の2種類がございます。

合流式は、図にあるとおり汚水と雨水を一緒に集め、合流管を通り、終末処理場で処理する方法でございます。

分流式については、汚水と雨水を別々に集める方式であり、雨水は雨水管を通り、そのまま河川などに流し、汚水は汚水管を通過して終末処理場で処理してから、川や海に流す方式でございます。

両方とも様々なメリット、デメリットがありますが、本市における公共下水道は、水質が保全されることなどから分流式下水道を採用しております。

次に、これは千葉県北西部の地図で、流域下水道を示した図でございます。

鎌ヶ谷市を見ていただくと、紫と緑とオレンジの3色に色分けされております。

本市は、北総地区の最上流に位置しているため、紫は印旛沼流域、緑は手賀沼流域、オレンジは江戸川左岸流域と3つの流域に分かれております。

全体計画面積は、印旛処理区が228ヘクタール、手賀沼処理区が1,009ヘクタール、江戸川左岸処理区が495ヘクタールで合計1,732ヘクタールとなっております。

事業計画区域については、印旛処理区が217ヘクタール、手賀沼処理区が559ヘクタール、江戸川左岸処理区が45ヘクタールで合計821ヘクタールとなっております。

次に、「本市の下水道整備状況について」でございますが、市全域で見ますと行政人口に対する下水道普及率は66.1パーセントとなっており、流域別に見ると、印旛沼流域は96.7パーセント、手賀沼流域は78.0パーセント、江戸川左岸流域は、事業着手が平成24年度からだったこともあり、12.6パーセントとなっております。

次に、画面の写真でございますが、マンホールトイレの写真でございます。

市では災害時における避難所の衛生環境確保のため、平成28年度にマンホールトイレ整備計画を策定し、整備を実施しております。

マンホールトイレというのは、避難所である学校内にマンホールを設置し、その上に簡易トイレをつくり、プールの水などをポンプアップして放流し、使用するものでございます。

現在の整備状況でございますが、市内の小中学校3校が完了しており、令和3年度までには、さらに3校を整備する予定であります。

なお、マンホールトイレは、下水道整備済み区域内でないと設置することができ

ないことから、鎌ヶ谷市地域防災計画において、公共下水道が利用可能な避難所である小中学校に設置することとしております。

資料での説明は以上となりますが、最後にマンホールカードの紹介をさせていただきます。お手もとにカードを配付させていただきました。

このマンホールカードは、一般市民の下水道への関心を高めていただくとともに、鎌ヶ谷市を全国にPRし、県内外から鎌ヶ谷市に足を運んでもらうことを目的とし、平成28年8月から配布を開始しました。

裏をご覧くださいとデザインの由来が書いてあり、本市のデザインは、一本の大樹をモチーフに、四季の移り変わりを表現したものとなっており、さらに鎌ヶ谷市の多彩な交通網を大樹の枝になぞらえ、主要各地へ放射状に行き来できる利便性も表現しています。

このマンホールカードは、現在では全国407の自治体、478種類のカードが配付されており、様々なメディアに取り上げられ、全国各地から多くの方が下水道課の窓口を訪れています。

よろしければ、皆様にもカードをお持ち帰りいただきたいと思います。私からの説明は以上です。ありがとうございました。

(司会・山田)

ありがとうございました。

ここで委員でございます川上様のご到着されましたので、ご紹介させていただきます。ご紹介の後に一言ご挨拶いただければと思います。

鎌ヶ谷市商工会 副会長 川上輝様

(川上委員)

はい。遅くなりましてすみませんでした。川上です。よろしく申し上げます。

(司会・山田)

ありがとうございました。続きまして、議題の審議に入らせていただきます。

次第5の1「会長及び副会長の選任について」でございますが、現在当審議会の会長及び副会長が、委嘱替えのため空席になっております。

新しく会長及び副会長が選出されるまでの間、高岡部長に仮議長をお願いしてよろしいでしょうか。

(一同)

異議なし。

(司会・山田)

ありがとうございます。異議がございませんでしたので、仮議長は高岡部長にお願いいたします。高岡部長は、議長席へ移動をお願いいたします。

～高岡部長が議長席へ移動～

(仮議長・高岡)

改めまして、高岡でございます。ご指名でございますので、会長及び副会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、今回の審議会の開催にあたりまして、本日傍聴を希望する方、1名がお見えになっているとのことでございます。審議内容の中に鎌ヶ谷市情報公開条例第8条各号に定める不開示情報等が含まれているかの確認をお願いします。

(事務局・五月女)

今回の審議会において、鎌ヶ谷市情報公開条例第8条各号に係る不開示情報等に該当する事項は含まれてございません。

(仮議長・高岡)

ただいま事務局より鎌ヶ谷市情報公開条例第8条各号に定める不開示情報は含まれていない、とのことでございます。

それでは、お諮りいたします。傍聴希望者1名について、傍聴を認めることとし、配布資料については、意思決定過程によるものが含まれていることから、会議終了後に回収するというところでよろしいでしょうか。

(一同)

異議なし。

(仮議長・高岡)

異議なしということでございます。異議なしと認め、傍聴を認めることとし、配布資料については、会議終了後に回収することといたします。では入場をお願いします。

～傍聴人が席へ移動～

(仮議長・高岡)

傍聴される方に申し上げます。審議会を円滑に運営するため、係の者から渡され

ました遵守事項を守るようお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。「会長及び副会長の選出について」でございますが、会長及び副会長の選出は、鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会条例第4条の規定により、互選で定めていただくこととされております。どなたか正、副会長のご推薦の発言をお願いします。

(川上委員)

はい。会長には、以前から本下水道事業審議会の副会長として尽力いただいております梶岡委員に、副会長には佐藤委員をお願いしてはいかがでしょうか。

(仮議長・高岡)

ただいま川上委員より、会長を梶岡委員、副会長を佐藤委員をお願いするというご提案がございましたがいかがでしょうか。

(一同)

異議なし。

(仮議長・高岡)

それではご異議なしと認めまして、会長には梶岡委員、副会長には佐藤委員をお願いするということに決定いたしました。どうもありがとうございます。

ここからは会長に議事進行をお任せいたしますので、よろしくをお願いいたします。

～梶岡会長、高岡部長席移動～

(梶岡会長)

改めまして、梶岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。早速ではございますが、審議に入らせていただきます。

まず議題の一つ目、「下水道事業使用料の単価改定について」でございます。鎌ヶ谷市の皆様には、生活に直結する議題となっておりますので、活発なご意見をよろしくをお願いいたします。

なお、質問等については、事務局の説明後に伺いますので、よろしくお願いいたします。それでは、事務局は説明をお願いいたします。

(事務局・武田)

それでは令和元年度鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会、下水道使用料について、説

明させていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。

公共下水道事業は地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則が適用されます。

独立採算制とは、家計を例にお話しいたしますと、基本的にはお父さんの給料や銀行からの借入れ、国からの手当などによって家計が成り立つかどうかです。

一方で、その性質上、公営企業の経営に伴う収入を充てることが適当でない経費などは、公費により負担することができるものとされています。

下水道の汚水処理にかかる経費は、公費、税金で負担する部分を除き、私費、使用料で負担すべきものとされています。

これは排出した者が負担すべき、という原因者負担の考え方です。

このような考え方のもと、雨水の処理に係るものは公費で、汚水の処理に係るものは使用料で負担することが原則とされています。

つまり、雨は人の生活とは関係なく発生するものであるため、公費負担となり、汚水は人が排出するものであるため、排出した者が負担すべきという原因者負担の考え方でございます。

例外として、汚水に係る経費であっても、高度処理に要する経費、いわゆる窒素やリンといった富栄養化の原因物質等を多量に、かつ確実に除去できる処理方法、公共用水域、河川、湖沼、港湾、沿岸海域などの汚濁防止、及び公衆衛生等の目的を達成するために公費負担が認められております。

下水道使用料は、条例で定めることで徴収ができることが下水道法第20条に規定されております。鎌ヶ谷市においても、鎌ヶ谷市下水道条例第15条に使用料の徴収について規定をしております。

次に、下水道使用料の概要でございます。経費の負担区分を簡単に図示すると図1のとおりです。

経費の負担区分に基づき、一般会計から下水道事業特別会計へ繰入れされております。財源として、使用料収入など、これが家計でいう給料となります。ところが、給料だけでは賄うことができません。

そこで、一般会計にも関係する事業や、下水道事業だけでは賄うことが困難と認められる経費などの一般会計が負担すべき繰入金、これは税金ですね、家計で言いますと、親が一般会計、子供が下水道会計と置き換えまして、子供への学費、あるいは、子供だけでは支払うことが難しい費用に対する親からの仕送りを基準内繰入金、それ以外の繰入金、収入不足を補てんする目的で、親から仕送りしていただくことを基準外繰入金と申します。

公費負担部分につきましては、企業債元利償還金の一部や、維持管理費のうち、

雨水処理に要する部分が主なものとなります。

企業債元利償還金とは、下水道本管を建設するために借入れた資金や、その利息の返済費用のことです。

例えば、アパート経営をしている人が、アパートを建てる時に銀行から借入れたお金を返済している状況です。または、家計で申しますと自宅を建てる際に組んだローン返済のお金のことです。

私費負担部分は、資本費と維持管理費のうち、公費で負担するものとされた部分を除いた額となります。ここでいう資本費とは、企業債元利償還金の返済、つまりローンの返済のことになります。

経費のうち、本来公費負担とすべきものに対して、一般会計から繰出金が支出されており、この額は基準内繰入金となり、その一部に対して地方交付税措置があります。

この交付税措置とは、家計で例えますと、先ほどお話しした親が一般会計、子どもが下水道会計とすると、学費を仕送りしているとき、その親に対して学費部分の一部が国から手当、国からの奨学金と言いましょか、というものが支給されているとすると、その手当のことを交付税措置といいます。

使用料収入が不足するなどして、基準内繰入金のほかに繰出金が支出される場合、この額は基準外繰出金となり、地方交付税措置がありません。

つまり、学費など子どもが成長するのに必要な費用は、国が手助け、奨学金などの支給をしてくれますが、単に生活をするなかでお金が不足しているといったときの手当はないということです。

鎌ヶ谷市の下水道使用料の改定における検討手続きは、図2のとおりとなります。図の諮問案作成手順の1～4に基づき、市内部で検討を行い、今回お諮りする内容を決定しました。

本日は、この審議会に当たるもので、市の諮問案に対していただく答申の内容を踏まえて料金改定をすとなれば、最終的に市議会へ報告する内容、または上程する使用料条例案を決定いたします。

また、料金改定をしない場合は、答申の内容を市長に報告することになっていきます。下水道使用料は4年に1度見直すものとされており、2023年に見直す予定となっています。

それでは、料金改定の基本的な方針は、次のとおりです。

一つめ、毎年度の企業債元利償還金を資本費というものとし、これに充当された財源に占める下水道使用料の割合を、資本費算入率というものとします。

つまり、下水道使用料で維持管理費を払い、余った使用料を借金とその利息の返済に充てたとき、使用料で借金と利息をどの程度返せているか、などの割合のこと

になります。

家計で言いますと、下水道使用料が給料、維持管理費が生活費ということになりまして、給料で生活費を支払い、余った給料をどの程度ローン返済に充てられているかの割合のこととなります。

この資本費算入率が50パーセント以上となる料金収入水準の維持を目標としています。

二つめ、料金改定の必要性を検討するに当たっては、料金改定年度を含む将来の4か年度における、単年度の資本費算入率、そして4年度間の合計額でみた資本費算入率の推移、これらを総合的に勘案し料金改定を行うべきか判断します。

三つめ、検討の結果、料金を改定すべきものと判断された場合、料金改定の単価は、将来の4年度間の合計額で見た資本費算入率が50パーセントとなることが見込まれる水準とするものといたします。

続いて、実績の把握です。

平成28年度から令和元年度までの料金収入の実績は図4のとおりとなります。

ここで平成30年度は、決算が現時点で議会の認定に付す前のものであることから見込値であること、令和元年度は予算額などをベースとする決算見込値であることにご留意ください。

まず、処理区域内人口、いわゆる下水道が使える区域内に住んでる人口ですね。こちらにつきまして、平成28年度は70,170人であったところ、令和元年度には74,197人まで増加するものと見込まれ、これにより水洗化人口、これは下水道が使える区域内で実際に下水道を利用している人口ですね、平成28年度の65,487人から3,758人、約5.7パーセント増加し、69,245人になることが見込まれております。

この水洗化人口の増加に伴って、使用される水量が増加することから、使用料徴収の対象となる汚水量についても増加し、平成28年度の5,851,760立方メートルから335,806立方メートル、約5.7パーセント増加し、6,187,566立方メートルとなることが見込まれております。

この結果、料金収入は、平成28年度の10億1,179万円から6,797万円、約6.7パーセント増加し、10億7,976万円となることが見込まれております。

続いて、資本費算入率の実績です。

家計で申しますと、給料で生活費を支払い、余った給料をどの程度ローン返済に充てられているかの割合のこととさせていただきます。

平成28年度から令和元年度までの資本費算入率の実績は、図5のとおりとなり

ました。

資本費について、毎年度の企業債元利償還金の減少に伴い、令和元年度の資本費は、平成28年度の9億3,035万円から3,726万円、4.0パーセントマイナスの8億9,309万円となっています。

令和元年度の単年度資本費算入率は、平成28年度と比較いたまして4.5パーセント増えまして、44.8パーセントとなることが見込まれております。

平成28年度から令和元年度までの4カ年の間の合計資本費算入率は、42.6パーセントとなることが見込まれております。

続きまして、使用料対象経費の内訳となります。

平成28年度から令和元年度までの4カ年間における合計使用料対象経費の内訳は、図6のとおりとなりました。

最も大きな割合を占めるのは、企業債元金償還金であり30億5,030万円、全体の48パーセントとなっています。これは下水道を整備するために借入れしたローンの元金の支払いとなります。

次いで、流域下水道維持管理負担金が大きく15億9,716万円、全体の25パーセントとなっています。いわゆる、処理場で汚水を綺麗にするための費用でございます。

企業債元利償還金と流域下水道維持管理負担金が、全体の80パーセント以上の割合を占めています。下水道を整備するために借入れしたローンの元金と、利息の支払いと、処理場で汚水をきれいにするための費用で80パーセント以上となっております。

近年は、企業債の新規発行額が抑制されていることから、今後は毎年度の企業債元利償還金は減少していくことを見込まれます。ローンの借入れが抑えられているということになります。

その一方で、処理汚水量の増加や、処理労務単価、資材単価の上昇などを要因といたしまして、流域下水道維持管理負担金は増加することが見込まれております。

続きまして、使用料対象経費と財源の内訳となります。

使用料対象経費の総額は62億9,255万円であり、資本費が36億7,594万円、維持管理費が26億1,661万円となっております。

これに対して、使用料収入で賄えなかった財源の不足額は21億993万円であり、これを企業債や一般会計からの繰入金によって補てんをしています。

いわゆる、給料で賄えなかった家計を、ローンの借り入れや親からの援助で補てんするものでございます。

最後に申し上げますが、平成28年度から令和元年度までの4カ年における資本

費算入率の合計は42.6パーセントとなります。

今度は将来推計を行いました。

令和2年度から令和5年度までの4カ年の料金収入の推計は、図8のとおりとなります。

前の4年度の実績から、令和2年度から令和5年度まで、水洗化人口が年平均で1.9パーセント増加するものとして推計をしております。

水洗化人口は、令和2年度で70,598人を見込み、令和5年度には4,060人、5.8パーセント増の74,658人まで増加するものとして見込んでおります。

それに伴いまして、料金収入の方でございますが、令和2年度で11億1,096万円を見込み、令和5年度には6,389万円、5.8パーセント増の11億7,485万円を見込んでおります。

続いて、資本費算入率の推計でございます。

令和2年度以降におきましても、企業債元利償還金は減少していくことが見込まれ、令和5年度まで毎年度減少するものとして見込んでおります。

推計に当たりましては、これまでに借りた企業債の元利償還金予定額に、今後新規に借りる予定の企業債に係る元利償還金を加えた額を用いております。

資本費算入率につきましては、令和5年度の単年度資本費算入率は、令和2年度の45.2パーセントから16.0パーセント増えました61.2パーセントとなることを見込まれております。

令和2年度から令和5年度までの4年間の合計資本費算入率は、前4カ年の間の42.6パーセントから9.6パーセント増えました52.2パーセントとなることを見込まれております。

続きまして、使用料対象経費の内訳となります。

令和2年度から令和5年度までの4年間の合計使用料対象経費の内訳は、図10のとおりになります。

最も大きな割合を占めるのは、企業債元金償還金であり28億4,121万円、全体の47パーセントとなっています。ローンの返済が全体の47パーセントとなっています。

また、前4カ年の間の48パーセントと比較いたしますと、1パーセント減少しております。これは利息を含めると5パーセントの減少となっています。

次いで、流域下水道維持管理負担金の占める割合が大きく18億2,231万円、全体の30パーセントとなっております。

前4年度間の25パーセントと比較いたしまして、5パーセント増加しております。企業債元利償還金と流域下水道維持管理負担金が、全体の83パーセントの割合を占めていることとなります。いわゆる、ローンの返済元金と利息分、水を綺麗にするための費用で83パーセントを占めていることとなります。

続きまして、使用料対象経費と財源の内訳となります。

使用料対象経費の総額は61億394万円であり、資本費が32億826万円、維持管理費が28億9,568万円となっております。

これは、いわゆる下水道整備のための借入金の返済費用と整備されている施設の維持管理費、つまりローンの返済と生活費のこととなります。

これに対して、使用料収入で賄えなかった財源の不足額は15億3,232万円ございます。これを企業債や一般会計からの繰入金によって補てんしています。いわゆる、給料で賄えなかった家計をローンの借入れや親の援助で補てんするようなものとなっております。

先ほども申し上げましたが、令和2年度から令和5年度までの4カ年の間の合計資本費算入率は52.2パーセントとなります。

ご参考までに使用料を100円換算して使い道を表したものが、15ページの図となります。この円グラフでは、借入金の返済や利息の支払いが53円、汚水を綺麗にするための費用が30円、維持管理費などが10円、残りが使用料請求などに関わる費用などとなります。

以上の推計を踏まえまして、料金改定の有無を検討いたしました。

まず前提として、あらかじめ設定した目標値は、4カ年の間の合計資本費算入率が50パーセント以上となることでした。

次に、令和2年度から令和5年度までの4カ年の間の合計資本費算入率の推計値を見ますと、これは52.2パーセントと見込まれました。

料金改定の有無を決定するに当たっては、目標値のクリアだけでなく、他の要素を総合的に勘案するものとしていましたが、現在のところ推計以外に特段考慮すべき事項がないことから、資本費算入率をもって判断するものとしたしました。

以上から、今回の推計値である資本費算入率52.2パーセントは目標値をクリアしており、かつ過大な料金負担と考えられるものでもないことから、料金改定を行わず据え置くべきであると判断をいたしました。

なお、先ほど下水道使用料金単価を据え置きといった説明をさせていただいたところでございますが、令和元年10月1日から消費税法が改正され、消費税8パー

セントが10パーセントと変更となる予定でございます。

それに伴いまして、下水道使用料も10月1日から使用料単価に100分の110を乗じた額となります。

前方スクリーンの画面上段は、現行使用料と消費税法改正後の使用料を比較した料金表となっており、基本単価は据え置きで、消費税8パーセントの税込金額と改定後の10パーセントの税込金額を示しており、右側に各階層別の単価の差額を記載した表となっております。

ご参考までに、基本料金内2カ月で20立方メートル以内のご利用世帯のお客様の場合におきましては、1カ月あたり19円、2カ月で38円の差額となります。

また、画面下段につきましては、消費税の増税に伴い平均的な4人世帯の下水道料金がどのような影響を受け、どの程度増額になるかを示した表となっております。

画面は2カ月間で43立方メートルを使用している世帯の下水道使用料の計算式を示しております。1カ月分22立方メートルと、1カ月分21立方メートルに分かれてございますが、こちらを2カ月分として計算しております。

この結果2カ月分の使用料が、税率8パーセントでは5,929円であり、税率10パーセントでは6,039円となります。消費税増税に伴う増額金額は2カ月で110円となります。

私からの説明は以上でございます。

(梶岡会長)

どうもありがとうございました。それでは委員の皆様からご質問、ご意見を受け賜りたいと思います。どなたかご意見あればどうぞ。

(佐藤副会長)

はい。何点かあるのですが、まずは非常に丁寧なご説明ありがとうございました。

今後、継続的な下水道経営を行っていくなかで、人口減少という問題があると思います。処理場の場合はダウンサイジングなどが問題となり、料金面では収入減少というものが当然問題となってくる。

一方で、下水道の質の向上というのも求められており、例えば総合地震対策や、維持管理のためのストックマネジメント計画などが挙げられ、今ある施設の老朽化対策も行っていかなければならない、という相反するような問題を抱えていると思いますが、その辺も含めて今後4年間は料金据え置きで大丈夫、ということで理解してよろしいでしょうか。

(梶岡会長)

いかがでしょうか。

(事務局・武田)

はい。

(梶岡会長)

はい、下水道課長どうぞ。

(事務局・武田)

ご指摘のとおり人口減少による収入の減少や、施設老朽化に伴う更新費の増大など、今後厳しさが増していくことが見込まれております。

このような厳しい経営環境の下で、地域住民へのサービスを担う地方公営企業が持続的で安定した経営を行い、公共福祉の増進を図っていくためには、これまでも増して、より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上に取り組んでいきたいと考えております。

(梶岡会長)

よろしいでしょうか。

(佐藤副会長)

はい。

(梶岡会長)

他にいかがでしょうか。

(横土委員)

はい。下水道使用料説明資料の7ページ、実績の把握のページですが、平成28、29年度は実績で、平成30年度は見込みなので、平成29年度の数字で考えたいのですが、水洗化率が93.4パーセントで、処理区域内人口、これはいわゆる公共下水道整備済で接続ができる地域の人口が71,532人に対して、水洗化人口、これは実際に接続していただいている人口は66,837人となっております。この差は約5,000人から6,000人になっているわけですが、せっかく下水道が使える地域にいらっしゃいながら接続してない状況となります。

下水道投資効果と言いますか、そのような考えや、収入確保という面で見ると、接続されてない方は様々な理由があるとは思いますが、市としてはせっかく整備した区域なので、そういった方々に接続をしてもらう努力が必要なのかなと思いま

す。

また、鎌ヶ谷市さんは下水道普及率が約66パーセントとのことであり、まだこれから整備が進んでいくものだと思いますけども、これから整備していく区域においても、整備後は皆様に速やかに接続していただいて、できれば整備した区域は全員に接続していただくというような努力をしていただけたらと思います。

これは質疑ではなく、一つの意見として言わせていただきます。

(梶岡会長)

ありがとうございます。今のご発言に対しては、いかがでしょうか。

(事務局・武田)

はい。委員ご指摘のとおり、未接続の方には水洗化をお願いしている状況です。市では、広報や地域住民へ対してはアンケート調査などを行っており、水洗化に向けての取組を引き続き行っていきたくと考えております。

(梶岡会長)

ありがとうございます。以前の審議会でもそういうお話、ご意見があったので、市ではずっと努力をなされているということだと私も思っております。

そのほかに何かありますでしょうか。

(佐藤副会長)

はい。鎌ヶ谷市さんは、3流域それぞれ汚水処理を県にお願いしている状況なので、県の流域下水道に支払う維持費というのは、自分達で決められないこともあり、流動的なお金というのは事実だと思います。

そのあたりの要素も踏まえての料金据え置きということによろしいでしょうか。

(事務局・武田)

はい。今回算出した将来推計というのは、今回横土所長もお見えになっておりますけれども、最新の県の流域下水道維持管理負担金から算出をしております。

(佐藤副会長)

はい、わかりました。

これからは県も公営企業会計を導入するので、下水道会計がよりクリアになっていくものだと思っております。

(梶岡会長)

では、そのほかいかがでしょうか。

もし、ご意見ないようであれば据え置きということで答申させていただきます。

(一同)

異議なし。

(桝岡会長)

はい。ありがとうございます。

それでは改めて、お諮りしたいと思います。下水道使用料の改定については、原案どおり据え置きということでよろしいでしょうか。

(一同)

異議なし。

(桝岡会長)

どうもありがとうございました。

それでは今回の審議については、据え置きということで市長に答申させていただきます。

では、次第6の報告、「地方公営企業法の適用について」を事務局からご報告をお願いいたします。

(事務局・五月女)

それでは、鎌ヶ谷市公共下水道事業における地方公営企業法の適用について、をご報告させていただきます。座って報告させていただきます。

まず、はじめに地方公営企業とは何か、ということですが、地方公営企業とは地方公共団体が経営する企業の総称となります。

地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など、地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っておりまして、水道事業、交通事業、病院事業、下水道事業等がその代表的なものでございます。

現行制度では下水道事業は、地方公営企業法の適用や範囲は、地方公共団体の任意の判断によるものとされていることから、本市では現在地方公営企業法非適用となっております。

次に、「地方公営企業を取り巻く経営環境について」でございますが、人口減少等による料金収入の減少や、インフラの老朽化に伴う更新費用の増加など、今後厳し

さが増すことが見込まれております。

このような厳しい経営環境の下で、地域住民のサービスを担う地方公営企業が持続的に安定した経営を行い、公共の福祉の増進を図っていくためには、これまでも増して計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上に取り組んでいかなければなりません。

そこで、国の動向として、総務省ではこのような経営環境に対応するため、平成26年4月に地方公営企業法の適用に関する研究会の報告書を公表し、住民生活に必要なサービスを持続的に提供していくためには、任意の事業においても地方公営企業法の財務規程等を適用するなど、公営企業会計へ移行する必要があるとされました。

その後、平成26年6月に閣議決定された骨太の方針におきまして、現在公営企業会計を適用していない下水道事業、簡易水道事業等についても、同会計の適用を促進する、とされたのに続きまして、8月には公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップが総務省より提示されました。

そして、平成27年1月に出された総務大臣通知、「公営企業会計の適用の推進について」におきまして、地方公営企業法の財務規程等を適用していない地方公共団体に対し、平成27年度から平成31年度までの5年間で公営企業会計適用の集中取組期間とし、遅くとも平成32年度まで、現在の元号で申しますと、令和2年度までに移行するよう要請されております。

この中で特に下水道事業については、重点事業と位置づけられ、都道府県及び人口3万人以上の市町村、これは鎌ヶ谷市も該当いたしますが、令和2年度までに公営企業会計に移行することとされております。

こうした情勢を踏まえまして、鎌ヶ谷市の対応でございますが、平成27年1月の国からの要請を受け、対応を検討した結果、令和2年度に地方公営企業法の適用することと、平成29年2月に方針を決定いたしました。

次に、本市における地方公営企業法の適用範囲でございますが、適用は地方公営企業法の全部を適用する全部適用と、財務規程のみ適用する一部適用があります。

本市は、周辺自治体に比べて規模が小さく、またほかに企業会計を行っていないことから、現行の組織体制を大幅に変えることなく移行することが大切であること、また、一部適用だとしても、会計方式が全部適用と同じく公営企業会計になるため、下水道事業の財政状況が明確になり、継続して安定した事業経営を進めることが出来ることから、一部適用とすることとしました。

次に、法適用のメリットでございますが、地方公営企業法を適用することで、次のような効果を見込むことができます。

1点目は、複式簿記の採用によって、経営成績や財務状況、資産状況などを明確

化することができます。

2点目は、資産情報を正確に把握することで、将来を見据えた更新需要予測が可能となり、持続的な下水道事業の経営が可能になってきます。

3点目は、経営状態や財政状況の明確化されることにより、職員のコスト意識の向上も期待することができます。

4点目は、損益計算書や貸借対照表などの財務諸表の作成によって、市民に対し、また議会などにも経営状況を分かりやすく公開することができるようになり、理解を深めていただくことが期待できます。

次に、官公庁会計と公営企業会計との違いでございます。

画面の左側、官公庁会計でございます。この官公庁会計は、単式簿記を採用しており、現金の収入と支出のみを経理する方法でございます。

右側の公営企業会計でございますが、この公営企業会計は複式簿記を採用しており、官公庁会計では歳入と歳出という区分であったものを細かく分けまして、維持管理等の営業活動である収益的収支と、建設改良事業に係る資本的収支と分けることとなります。

このように収支を分けることで、損益計算書、貸借対照表といった財務諸表を作成することとなります。費用、収益の状況を示した損益計算表と、資産、負債、資本について表した貸借対照表によって、経営状況や財政状況をより明確にし、その情報を用いることで、より効果的な下水道事業の運営を行うことができます。

次に法適化までのスケジュールでございますが、平成28、29年度に固定資産の調査や評価を実施しました。

また、平成30年度から本市では、地方公営企業法を適用することは初めてのことであり、公営企業会計システムの構築や、移行に伴う事務は専門的な知識を要することから、先ほど紹介いたしました株式会社ぎょうせいさんと公営企業会計移行支援等業務委託を2年間の業務として締結し、法適化に向けた事務を進めております。

最後になりますが、近隣市の状況でございます。

現在法適用をしている市は、柏市が平成26年度、流山市が平成27年度、市川市や、船橋市、松戸市が平成30年度から適用となっております。

本市と同様に令和2年度から移行を予定しているのが、野田市、我孫子市、浦安市、印西市、白井市となっております。

私からのご報告は以上でございます。

(梶岡会長)

地方公営企業法の適用についての説明、ありがとうございました。

なにか質問があれば伺いますが、いかがでしょうか。無いようでしたら、報告事項については、以上とさせていただきます。

ここで、先ほどの議題である下水道使用料の単価改定について、もう一点お諮りするところを失念しておりました。申し訳ございません。

答申については、据え置きとさせていただきますが、この答申案については、会長に一任させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(一同)

異議なし。

(梶岡会長)

ありがとうございました。それでは、次第7「その他」でございますが、なにかありますでしょうか。

(横土委員)

はい。では、せっかくの機会ですので。

私は、この4月から江戸川下水道事務所長をやらせていただいております、先ほどお話にも挙がりましたが、鎌ヶ谷市さんの場合は、各家庭までの管渠の整備、さらに幹線という大きな管も整備をしております。そして、終末処理場は千葉県で運営している状況です。

流域下水道というのは、2市以上の公共下水道を集めて処理しているものですが、良い機会ですので、ここで現在の状況をご説明させていただきます。

江戸川左岸流域の全体の普及率は約79パーセント、処理人口は約116万人で、北は野田市から南は浦安市までとなります。

そして、年間処理水量は一日平均で言いますと、約36万トンが流れており、これは大体80から90秒、約1分半で25メートルのプール1杯分になります。これが毎日流れてくるわけです。その位の汚水規模の処理をしております。

現在、市川市にございます江戸川第二終末処理場は、昭和56年に供用して、もう35年以上は経ちますが、この第二終末処理場だけではなく、より汚水処理の推進を図るため、江戸川第一終末処理場を市川市の妙典のあたり、湾岸道路の近くに建設をしております。供用開始は、と言うと、来年度である令和2年度に一部供用を目指し、建設工事を行っているところであります。

さきほど、鎌ヶ谷市さんから公営企業法の適用について報告がありました。佐藤

副会長からもお話がありましたが、県でも来年度、令和2年4月から公営企業会計移行に向けて、事務を進めているところであり、併せて年度内での経営計画の策定を目指しております。

第二終末処理場は35年を経過しておりますので、長期的な運用、いわゆるライフサイクルコストと言いますか、少しずつ修繕することにより、なるべく大規模な更新を避けようと考えております。車で例えると、荒く乗って5年ではなく、丁寧に点検などを行って10年、15年乗るということです。施設や設備には耐用年数がありますが、実際は耐用年数7年のところを15年以上使ったりとか、そういうことになります。これらの施設の更新のために、ストックマネジメント計画というものがあり、その策定もしなければいけないところです。

県の方でも汚水処理に係る費用については、なるべくコストを抑えようということで日々取組を行っておりますので、ご理解いただけたらと思います。

(梶岡会長)

ありがとうございました。そのほかに何かありますでしょうか。

それでは無いようですので、これにて予定していた議題、報告は以上となります。皆様のご協力によりご審議を賜りましたことにお礼を申し上げます。ありがとうございました。それでは、司会にお返しいたします。

(司会・山田)

ありがとうございました。本日予定していた議題は以上となりますので、ここで傍聴者は退席をお願いします。

～傍聴者退席～

(司会・山田)

本日はご審議ありがとうございました。それでは、事務局より何かありますでしょうか。

(事務局・五月女)

はい、事務局から3点ほどお願い事項がございます。

まず1点目でございますが、本日の議事録でございます。後日、事務局で作成した議事録につきまして、委員の皆様にご確認いただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

また、議事録署名人ですが、副会長である佐藤委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(佐藤副会長)

はい。

(事務局・五月女)

ありがとうございます。

また、議事録については、市ホームページに掲載させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

2点目は、本日の審議会の報酬でございます、報酬については、先にいただきました振込依頼書の口座へ振込とさせていただきますのでよろしくお願いいいたします。

3点目は、本日使用した資料でございます、お持ち帰ることなく机の上に置いたままお帰りくださいますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上となります。

(司会・山田)

それでは、本日の審議会を終了させていただきます。本日は長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。

～以上で審議会終了～

会議録署名人の署名

以上、会議の経過を記録し、相違ないことを証するために次に署名する。

令和元年8月13日

署名人 佐藤 克己